

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅶ-2-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること(施策目標Ⅶ-2-1) 基本目標Ⅶ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標2: 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	担当 部署名	社会・援護局	作成責任者名	福祉基盤課 課長 小野 博史 福祉基盤課福祉人材確保対策室 室長 芦田 雅嗣
施策の概要	○ 2040年に向けて介護需要が増大する一方で、生産年齢人口が減少する状況の中、介護人材確保は喫緊の課題であり、必要な介護人材確保に取り組むとされている。具体的には、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な取組を進めている。				
	【①介護職員の処遇改善】 ・ 介護職員の処遇改善については、これまで累次にわたり、介護報酬改定で対応してきたところであるが、令和6年度報酬改定では、従来の3種類の加算について「介護職員等処遇改善加算」に一本化するとともに、加算率の引上げを行った。 ・ 介護職員等処遇改善加算の新規取得やより上位区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員(社会保険労務士など)の派遣による個別の助言・指導等、都道府県等担当者向けの研修の実施により、加算の取得に向けた支援を実施				
	【②多様な人材の確保・育成】 ・ 介護福祉士養成施設や福祉系高校に通う学生に対する修学資金や実務者研修受講資金、他業種で働いていた者が介護分野に就職する際の就職支援金及び介護職員等の再就職準備金の貸付による支援 ・ 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の職場体験支援、マッチングまでの一体的支援 ・ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ・ キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援				
	【③離職防止、定着促進、生産性向上】 ・ 介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口の設置、若手職員の交流推進 ・ 仕事と育児や介護との両立支援(介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援。人員配置基準等において、育児・介護休業取得の際の非常勤職員による代替職員の確保や、短時間勤務等を行う場合にも「常勤」として取扱うことを可能とする) ・ 介護ロボット・ICT等テクノロジーの導入・活用の推進 ・ オンライン研修の導入支援 ・ 週休3日制、介護助手としての就労や副業・兼業等の多様な働き方を実践するモデル事業の実施 ・ 令和6年度介護報酬改定による生産性向上に係る取組の推進(介護報酬上の評価の新設等) ・ 生産性向上ガイドラインの普及、生産性向上の取組に関する相談を総合的・横断的に取り扱うワンストップ相談窓口の設置				
	【④介護職の魅力向上】 ・ 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進 ・ 介護の仕事の社会的評価の向上、理解促進を図るため、発信力がある事業者による全国的なイベントやマスメディア、ネット広告などの企画・発信や、介護職など自らが主体となり、自らの声で仕事の魅力・やりがい・誇りを発信することを通じて、介護の仕事の魅力を発信				
	【⑤外国人材の受入環境整備】 ・ 介護福祉士を目指す留学生等の支援(介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等) ・ 介護福祉士国家試験に向けた学習支援(多言語の学習教材の周知、国家試験対策講座の開催) ・ 海外13カ国、日本国内で特定技能「介護技能評価試験」等の実施 ・ 海外向けオンラインセミナー等を通じた日本の介護についてのPR ・ 働きやすい職場環境の構築支援(国家資格の取得支援やメンタルヘルスのケアのための経費助成、eラーニングシステム等の支援ツールの導入費用の助成、介護の日本語学習支援、巡回訪問等)				
施策を取り巻く現状	【⑥障害福祉人材の確保等】 ○ 障害福祉サービスを安定的に提供していくため、障害福祉人材の確保・定着が重要であり、障害福祉サービス等報酬の改定等により、処遇改善、職場環境の改善、仕事と育児や介護との両立支援等に取り組んでいる。 ・ 福祉・介護職員の処遇改善、経験・技能のある職員に重点化を図った更なる処遇改善の実施 ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算等の取得促進の取組として、都道府県・指定都市・中核市が社会保険労務士を事業所に派遣することなどにより加算の取得を支援する事業に対する補助の実施 ・ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等の確保に向けて、処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、 現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化 ・ 都道府県が地域の関係機関等と連携しつつ、障害福祉分野の就職フェア等を開催する事業に対する補助を実施				
	今後、生産年齢人口の減少が加速し、2040年にかけて、特に介護と医療の複合ニーズを抱える85 歳以上人口が増加していく中で、介護人材確保は喫緊の課題。第9期介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、令和22(2040)年度には約272万人となり、令和4(2022)年度の215万人と比べて、新たに約57万人が必要となっている。また、直近(2023年度)の介護職員の数は、約213万人となっている。				
	外国人介護人材の在留者数は、EPA介護福祉士・候補者が2,752人(令和7年8月1日時点)、在留資格「介護」が12,227人(令和6年12月末時点)、技能実習が20,065人(令和6年12月末時点)、特定技能が52,955人(令和7年5月末時点)となっている。				
施策実現のための課題	1	○ 第9期介護保険事業計画に基づく介護サービスの見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、令和8(2026)年度末までに約25万人(合計で約240万人)、令和22(2040)年度末までに約57万人(合計で約272万人)が必要であり、総合的な介護人材確保対策に取り組む必要がある。 ○ 現行の介護分野の有効求人倍率は、全産業と比較して高い傾向があり、今後の我が国の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。			
	2	○ 今後増加が見込まれる外国人介護人材が安心して国内の介護現場で円滑に就労・定着できる環境を整備する必要がある。 ○ 介護分野の特定技能外国人材が大都市圏その他の特定の地域に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講ずる必要がある。 ○ 外国人介護人材の受入れを検討するに当たり、一部の介護施設等では、コミュニケーションや文化・風習の違いに関する不安や、学習支援や生活面における支援体制が整備できないため受入れができないといった状況もあることから、介護施設等の不安を和らげるとともに、外国人介護人材の受入れ施設又は受入れ予定施設等への支援が必要である。			
	3	○ 障害福祉分野の福祉・介護職員数は障害者自立支援法が施行された平成18年度に比べ増加しているものの、障害福祉関係分野の職員について産業計と比較すると、勤続年数が短くなっているとともに、賞与込み給与も低くなっており、障害福祉サービス等従事者を含む関係職種の有効求人倍率は全職種より高い水準で推移していることから、人手不足が深刻化していると見られる。			

各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由	
		目標1 (課題1)	2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、地域医療介護総合確保基金等による介護人材の資質向上のための取組等を実施するとともに、第9期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数の確保に向けて、総合的な介護人材確保対策に取り組む。			○介護人材の資質向上等に向けた都道府県等の取組の進捗状況を評価するため。 ○また、2040年に向けて、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等が増加するとともに、地域のサービス需要が変化する中、利用者等が適切に介護や医療等のサービスを受けながら自立して日常生活を営めるよう、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供体制を構築していくため。
		目標2 (課題2)	「特定技能」については、令和6年3月29日に、令和6年度から5年間の介護分野における受入れ見込数を13.5万人とすることを閣議決定するなど、外国人介護人材の受入れの必要性が高まっていることを踏まえ、引き続き外国人介護人材の活用を適切に進める。			○ 特定技能制度の趣旨を踏まえ、人手不足の状況を判断するための客観的な指標及び動向や法務省から提供される介護分野における在留外国人数等に照らし、介護分野における人手不足の状況について継続的かつ的確に把握・分析することで、状況に応じた必要な措置を講じる必要があるため。 ○ 介護分野における特定技能外国人材の受入れに際し、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行い、必要な措置を講じることによって、大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようし、各地域の事業者が必要な特定技能外国人材を受け入れることができるようしていくことが必要であるため。 ○ 特定技能以外の制度により介護に従事する場合も含め、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本語学習環境の整備や介護技能を向上するための集合研修の実施、介護業務に関する相談支援の実施による受入環境の整備を推進する必要があるため。
		目標3 (課題3)	障害福祉人材の確保・定着に向けて、職員の処遇改善に取り組む。			○ 利用者本位の質の高い障害福祉サービスを安定的に提供していく観点から、障害福祉人材の確保・定着が必要であり、職員の処遇改善に取り組んでいく必要があるため。

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準年度		目標年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
①	介護職員数 (アウトカム)	215万人	令和4年度	240万人	令和8(2026)年度末	222万人	227万人	233万人	228万人	234万人	・ 第8期介護保険事業計画(2021～2023年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2023(令和5)年度末には約233万人、2025(令和7)年度末には約243万人が必要となることから、目標値を設定。 ・ 第9期介護保険事業計画(2024～2026年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2024(令和6)年度末には約228万人、2026(令和8)年度末には約240万人が必要となることから、目標値を修正。 ・ 2022(令和4年)年度の約215万人に対して、2026(令和8)年度末までに約25万人、年間6.3万人程度の介護人材を確保する必要がある。 ※介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業における従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。	社会保障審議会福祉部会において、2025年に向けた介護人材の総合的な確保方策の策定の一環として、介護職員の需給推計の継続的な実施が提言されていることから、各期の介護保険事業計画に基づき介護職員の需給推計をおこなっている。 2024年7月に公表した第9期介護保険事業計画(2024～2026年度)に基づく介護職員の需給推計の結果、2026(令和8)年度末に約240万人が必要となることから、当該数値を目標値として設定している。
						215万人	215万人	213万人	集計中 令和7年末 頃公表予定			
2	介護職員等処遇改善加算取得率 (アウトカム)	94.3%	令和5年度	前年度以上	毎年度	-	-	-	94.3%以上	95.3%以上	当該加算は、令和6年度介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行ったもの。 当該加算の取得により、職員の賃金改善が図られ、職員の確保・定着に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。 実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:加算対象サービスの全請求事業所数 171180 ・分子X:介護職員等処遇改善加算を取得した事業所数 163136 ※基準年度の基準値については、令和6年度介護報酬改定における加算一本化前の介護職員処遇改善加算の取得率を用いている。	介護職員等の確保に向けて、できるだけ多くの事業所に介護職員等処遇改善加算が活用されるよう、取得を促進するための様々な取り組みを実施しているところである。 そのため、取得率を常に向上させることを目標とするため、過年度の取得率以上を目標値としている。
						-	-	-	95.3%			
(指標2 関係参考)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)取得率 (アウトカム) 【※旧測定指標4(～令和5年度)】	80%	令和2年度	85%	令和5(2023)年度末	前年度 (80%)以上	前年度 (82%)以上	85%			＜＊令和5年度まで＞ 当該加算は経験・技能のある介護人材に重点化した処遇改善を行いつつ、多様な職種への柔軟な処遇改善も可能としており、当該加算を取得することにより、職員の長期雇用・離職防止等に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。 ※令和6年度介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行い、令和6年度目標値・実績値は算出できないため、本指標は令和5年度までとし、新たに測定指標4(介護職員等処遇改善加算取得率)を設定。	厚生労働省「介護給付費等実態統計」の特別集計により算出した当該加算を算定した事業所割合
						82.0%	83.4%	84.7%				
(指標2 関係参考)	介護職員等特定処遇改善加算取得率 (アウトカム) 【※旧測定指標5(～令和5年度)】	66%	令和2年度	前年度以上	令和5(2023)年度	前年度 (66%)以上	前年度 (69%)以上	前年度 (71.4%)以上			＜＊令和5年度まで＞ 当該加算は経験・技能のある介護人材に重点化した処遇改善を行いつつ、多様な職種への柔軟な処遇改善も可能としており、当該加算を取得することにより、職員の長期雇用・離職防止等に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。 ※令和6年度介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行い、令和6年度目標値・実績値は算出できないため、本指標は令和5年度までとし、新たに測定指標4(介護職員等処遇改善加算取得率)を設定。	厚生労働省「介護給付費等実態統計」の特別集計により算出した当該加算を算定した事業所割合
						69.1%	71.4%	73.6%				
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
3	介護職員の勤続年数					7.0年	7.4年	7.7年	7.9年		調査対象の施設・事業所や従事者の範囲等において留意が必要であり、当該データのみをもって、処遇改善への取組を評価することは困難であるが、関連性があることから、参考指標として設定することとする。	
4	介護職員の平均賃金(月額)					28.5万円	29.3万円	30.0万円	30.3万円		調査対象の施設・事業所や従事者の範囲等において留意が必要であり、当該データのみをもって、処遇改善への取組を評価することは困難であるが、関連性があることから、参考指標として設定することとする。	

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	社会事業大学経営等委託費 (昭和21年度)	※	※	※	1	※	002745
		※	※				
(2)	社会福祉施設等施設整備(災害復旧費含む) (昭和21年度)	※	※	※	-	※	002749 006920
		※	※				
(3)	民生委員関連経費 (昭和23年度)	※	※	※	-	※	002744
		※	※				
(4)	地方改善施設整備費補助金 (昭和28年度)	※	※	※	-	※	002748
		※	※				
(5)	地域福祉活動支援事業費 (昭和31年度)	※	※	※	-	※	002737
		※	※				
(6)	地方改善事業 (昭和35年度)	※	※	※	-	※	002741
		※	※				
(7)	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給 付費補助金 (昭和36年度)	※	※	※	1	※	002742
		※	※				
(8)	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金 (昭和40年度)	※	※	※	-	※	002743
		※	※				
(9)	心身障害者扶養共済制度運営費 (昭和44年度)	※	※	※	-	※	002750
		※	※				
(10)	社会福祉職員研修センター経営委託費 (昭和50年度)	※	※	※	1	※	002735
		※	※				
(11)	就労系施設生産活動推進事業 (昭和59年度)	※	※	※	-	※	002738
		※	※				
(12)	中央福祉人材センター運営事業費 (平成5年度)	※	※	※	1	※	002739
		※	※				
(13)	福祉サービスの第三者評価等事業 (平成12年度)	※	※	※	-	※	002740
		※	※				
(14)	独立行政法人福祉医療機構運営費交付金 (平成15年度)	※	※	※	-	※	002751
		※	※				
(15)	社会福祉振興助成費補助金 (平成22年度)	※	※	※	-	※	002747
		※	※				

達成目標2について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						年度ごとの実績値									
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度							
5	外国人介護人材研修支援事業の実施都道府県の割合 (アウトプット)	-	-	100%	令和7年度	100%	100%	100%	100%	100%	地域医療総合確保基金を活用して、介護分野における1号特定技能外国人及び介護職種における技能実習生を対象に介護技能を向上するための研修等の取組を進める外国人介護人材研修支援事業を実施。本事業の取組状況の評価のため、本指標を選定している。介護分野における1号特定技能外国人及び介護職種における技能実習生の受入れ実績がある都道府県すべてにおいて外国人介護人材研修支援事業が実施されることを目標とする。 実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:47都道府県 ・分子X:外国人介護人材研修支援事業を実施する都道府県数(令和65年度:3734)。	大都市圏など一部地域のみに偏ることがないよう各地域の事業者が必要な特定技能外国人材等を受け入れることができ、かつ適切な支援が実施できるようにしていく必要がある。そのため、介護分野における1号特定技能外国人及び介護職種における技能実習生の受入れ実績がある都道府県すべてにおいて、段階的に外国人介護人材研修支援事業が実施されることが必要であることから左記の目標値を設定している。			
6	地域医療介護総合確保基金による外国人介護人材の受入環境を整備するための取組を実施する都道府県の割合 (アウトプット)	-	-	100%	令和7年度	100%	100%	100%	100%	100%	地域医療総合確保基金を活用して、外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援、1号特定技能外国人等のマッチング支援及び外国人介護人材受入れ環境整備に取り組むことができる。今後、全国的に受入れが増加すると見込まれる外国人介護人材が、介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、これらの取組は全都道府県において実施されることを目標とする。 実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:47都道府県 ・分子X:外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業を実施する都道府県数(令和65年度:4138)。	大都市圏など一部地域のみに偏ることがないよう各地域の事業者が必要な特定技能外国人材等を受け入れることができ、かつ適切な支援が実施できるようにしていく必要がある。そのため、介護分野における1号特定技能外国人等の受入れ実績がある都道府県すべてにおいて、段階的に各種支援等が実施されることが必要であることから左記の目標値を設定している。			
7	特定技能評価試験の合格率 (アウトカム)	-	-	(技能) 84.9%以上 (日本語) 84.3%以上	令和7年度	前年度以上 (技能) 70.7%以上 (日本語) 84.3%以上	(技能) 71%以上 (日本語) 89%以上	(技能) 74.7%以上 (日本語) 84.3%以上	(技能) 79.4%以上 (日本語) 84.3%以上	(技能) 84.9%以上 (日本語) 84.3%以上	外国人介護人材の受入環境を整備するため、特定技能による就労希望者と介護施設等とのマッチング支援、日本語学習支援や介護技能の向上のための研修、特定技能制度の介護技能評価試験の実施、介護業務の悩み等に関する相談支援、外国人介護人材受入促進のための海外へのPR等の取組を実施している。これらの取組を複合的に実施していくことで、海外からの特定技能による就労希望者を増加させるとともに、日本語の学習支援や介護技能の向上のための取組等を通じて、最終的に特定技能試験の介護技能評価試験・介護日本語評価試験における合格率を段階的に向上させていくことを目標とする。 実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y (技能)分母Y:受験者数(令和6年度:57,666人) 分子X:合格者数(令和6年度:48,944人) (日本語)分母Y:受験者数(令和6年度:68,002人) 分子X:合格者数(令和6年度:38,498人)	左記に掲げる取組を通じて、最終的に特定技能試験の介護技能評価試験・介護日本語評価試験における合格率を段階的に向上させていくため、過年度の合格率の最高値を目標値としたものである。			
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID				
		予算額 執行額	予算額 執行額												
(16)	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (平成27年度)	※	※	※	8	※					002715				
		※	※												

達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
○8	福祉・介護職員等処遇改善加算取得率 (アウトカム)	87%	令和5年度	前年度以上	毎年度	-	-	-	87%以上	88.9%以上	当該加算は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行ったもの。 当該加算の取得により、職員の賃金改善が図られ、職員の確保・定着に資するものであるため、取得率の増加を目標とする。	福祉・介護職員等の確保に向けて、できるだけ多くの事業所に福祉・介護職員等処遇改善加算が活用されるよう、取得を促進するための様々な取り組みを実施しているところである。そのため、取得率を常に向上させることを目標とするため、過年度の取得率を上回る数値を目標値としている。
						-	-	-	88.9%	実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y: 加算対象事業の障害福祉サービス等総報酬請求事業所数: 144,633 ・分子X: 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得した事業所数: 128,580 ※基準年度の基準値については、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における加算一本化前の福祉・介護職員処遇改善加算の取得率を用いている。		
(指標8 関係参考)	福祉・介護職員処遇改善加算取得率 (アウトカム) 【※旧測定指標12】	83%	令和2年度	86%	令和5年度	-	86%	86%	/	/	< * 令和5年度まで> 当該加算の取得により、職員の賃金改善が図られ、職員の確保・定着に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。	令和5年度実績値の算出方法は、分母: 加算対象事業の障害福祉サービス等総報酬請求事業所数(129,374箇所)、分子: 福祉・介護職員処遇改善加算を取得した事業所数(111,897箇所)から算出している。
						84.0%	85%	87%	※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行い、令和6年度目標値・実績値は算出できないため、本指標は令和5年度までとし、新たに測定指標11(福祉・介護職員等処遇改善加算取得率)を設定。			
(指標8 関係参考)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算取得率 (アウトカム) 【※旧測定指標13】	46%	令和2年度	60%	令和5年度	-	60%	60%	/	/	< * 令和5年度まで> 当該加算は経験・技能のある障害福祉人材に重点化した処遇改善を行いつつ、多様な職種への柔軟な処遇改善も可能としており、当該加算を取得することにより、職員の長期雇用・離職防止等に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。	令和5年度実績値の算出方法は、分母: 加算対象事業の障害福祉サービス等総報酬請求事業所数(129,374箇所)、分子: 福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得した事業所数(74,703箇所)から算出している。
						51%	54.0%	58%	※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行い、令和6年度目標値・実績値は算出できないため、本指標は令和5年度までとし、新たに測定指標11(福祉・介護職員等処遇改善加算取得率)を設定。			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
9	障害福祉人材の勤続年数					7.2年	7.6年	7.6年	7.9年	/	調査対象の施設・事業所や従事者の範囲等において留意が必要であり、当該データのみをもって、処遇改善への取組を評価することは困難であるが、関連性があることから、参考指標として設定することとする。	
10	障害福祉人材の平均賃金(月額)					28.9万円	29.8万円	30.4万円	30.9万円	/	調査対象の施設・事業所や従事者の範囲等において留意が必要であり、当該データのみをもって、処遇改善への取組を評価することは困難であるが、関連性があることから、参考指標として設定することとする。	
達成手段3 (開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID	
		令和5年度 執行額	令和6年度 執行額									
(17)	障害福祉サービス事業所等サポート事業 (令和6年度)	※	※	※	11	※					002814	
		※	※									

施策の予算額(千円)	令和5年度	令和6年度	令和7年度		政策評価実施予定時期	令和4年度
	62,068,683	69,907,419	51,779,512			
施策の執行額(千円)	57,584,451	57,182,687				
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
	第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明		令和4年2月25日	看護、介護、障害福祉、保育など現場で働く方々の収入を引き上げるとともに、賃上げしやすい環境整備に取り組みます。		

(※) 「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業（「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの）の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」（<https://rssystem.go.jp/top>）の行政事業レビューシートを参照。